

## 学校法人溝部学園公益通報者保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人溝部学園（以下「本法人」という。）が設置する学校（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、その他必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、本法人と雇用関係にある者及び派遣・委託契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的でなく、法令若しくは本法人の諸規程に違反する行為（以下「違反行為」という。）が生じ、又は生じようとしている事態に関し、通報を行うことを言う。

2 この規程において公益通報者とは、公益通報を行った者を言う。

(公益通報保護責任者)

第3条 本学における公益通報保護責任者（以下「責任者」という。）は、学長とする。

(公益通報担当部署)

第4条 公益通報及び公益通報に関する相談及び質問に迅速かつ適切に対応するために、法人事務局に窓口を置く。

2 公益通報の対象となった事案に関係する者は、当該事案についての業務に携わってはならない。

(公益通報の方法)

第5条 公益通報は、電話、電子メール、郵便、ファクシミリ、書面、面接その他適切な方法により行うものとする。

2 公益通報を行う場合、原則として氏名及び連絡先を明らかにするものとする。

(公益通報の受付)

第6条 公益通報担当部署において公益通報を受け付けたときは、速やかに責任者に報告するとともに、当該公益通報者に対し文書により通報を受け付けた旨を通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りではない。

(公益通報の措置)

第7条 責任者は、公益通報の報告を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実関係について調査実施の検討を公正かつ公平に行う。

2 責任者は、前項に規定する調査実施の検討を関連部署の長に行わせることができる。

3 責任者は、関連部署に対して関係書類の提出、公益通報事実の証明、報告その他調査実施の検討に必要な行為を求めることができる。

4 責任者は、調査実施の検討結果を、理事長に対し報告するとともに、公益通報窓口が公益通報を受けた日から起算して30日以内に、当該公益通報者に対して検討結果を通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、

この限りではない。

(調査委員会の設置)

第8条 責任者は、前条第1項の検討の結果、調査する必要があると認めたときは、「調査委員会（以下「委員会」という。）」を設置するものとする。なお、委員会の長は責任者が指名する。

2 委員会は、公益通報された法令違反行為があると判断した場合、速やかに調査を実施しなければならない。

3 委員会は、調査の実施にあたっては、公益通報者及び被公益通報者の名誉及びプライバシー等を守るため、調査の方法に十分配慮しなければならない。

4 委員会は、調査の実施にあたり、必要に応じて委員会以外から意見等を求めることができる。

(委員会への協力)

第9条 前条第1項に関し、委員会から協力を求められた場合、従事者はそれに努めるものとする。

(調査結果の通知)

第10条 責任者は、調査を終えたときは、直ちに理事長に報告するとともに、当該公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りではない。

(是正措置等)

第11条 理事長は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときは、速やかに必要な是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は関連部署の長に対し、是正措置等を講じるよう命じるものとする。

2 関連部署の長は、前項により是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容及び是正結果等を理事長及び学長に報告するものとする。

3 理事長は、当該調査及び是正措置等の内容について必要と認めるときは、公表又は関係機関に対し報告を行うものとする。

(違反行為への処分)

第12条 第2条第1項に定める違反行為を行った者については、学校法人溝部学園就業規則その他適切な方法により、理事長が処分等を科すことができる。

(被公益通報者の保護)

第13条 責任者は、公益通報者に当該通報に関する通知を行うときは、当該公益通報に係る被公益通報者、又は当該調査等に協力した者等の名誉及びプライバシー等を侵害することのないように十分配慮しなければならない。

(公益通報者の保護)

第14条 理事長は、従事者が公益通報を行ったことを理由として、当該者に対し解雇（派遣・委託契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、公益通報者の降格、減給、その他不利益な取り扱いを禁ずるための適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 15 条 この規程に定める公益通報の業務に携わる者又は携わった者は、公益通報者の個人情報、公益通報の内容及び調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

2 理事長は、正当な理由なく前項に規定する秘密を漏らした従事者に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(不正目的の通報禁止)

第 16 条 公益通報を行う者は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正な目的をもって公益通報等を行ってはならない。

2 理事長は、前項に規定する通報をした従事者に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(公益通報者のフォローアップ)

第 17 条 理事長は、公益通報者が公益通報を行ったことを理由に不利益な行為等が行われないよう職場の管理に努めなければならない。

2 理事長は、前項に関し、関連部署の長に調査の指示を行うことができる。

(広報・研修)

第 18 条 理事長は、公益通報者保護法、公益通報等に関する事項への周知を図るため、広報活動及び研修を行うものとする。

(所管)

第 19 条 公益通報に関する事務は、法人事務局が行う。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。